

2021年1月13日

お取引先各位

SMFL レンタル株式会社

政府緊急事態宣言発令に伴う弊社業務対応について

1月8日、新型コロナウイルスに関する政府緊急事態宣言が再度発令され、2月7日まで、東京、埼玉、千葉、神奈川の各都県が対象地域として指定されました。

弊社では、在宅勤務を利用したシフト出勤、時差出勤等の感染拡大防止対策を実施いたしますが、弊社代表、営業部、コンタクトセンター、テクニカルセンター等すべての窓口において、通常どおり業務を行っております。

お問い合わせの際は、代表及び各拠点の固定電話の他、担当の携帯電話、メールへの直接のご連絡や、下記弊社「WEB サイトからのお問い合わせ」も併せてご利用ください。

<http://www.smfl-r.co.jp/inquiry/>

今後も政府発表並びに社会状況の変化に応じて、ご対応は随時更新して参ります。

以上